

第2章 景観形成の理念と目標

1. 基本的な考え方

会津若松市における「景観」という概念は、会津という土地の自然・気候風土、先人から受け継いだ多面的な歴史性、そして現在を生きる人々の生活文化を表す「顔」であり、まさに会津若松市民が誇れる貴重な財産であると位置づけています。景観形成の基本理念は、市民、事業者、行政が一体となって協働で、良質で個性ある美しい都市環境を形成していくものです。本市は歴史都市ではありますが、保全だけではなく、育成、創造する概念を盛り込む必要があり、地域固有の自然的、歴史的資源を活用するとともに、個性ある新しい都市の魅力づくりとの共生を目指します。

基本理念

「自然と歴史・文化を活かし育む、誇りあるふるさと会津」

— 会津若松らしい景観をまもり、つくり、そだてる —

2. 基本方針

1) 多様な自然に恵まれた自然環境の保全と再生

猪苗代湖、背あぶり山、会津盆地に広がる田園や阿賀川に代表されるように、本市の、多様で多彩な自然環境は、まちを形成する上で重要な要素となっています。それらの優れた景観資源を、大切に保存するとともに、自然景観への眺望の維持、保全を始め、市民が身近に親しむことができる水辺環境や豊かな山辺の緑の景観的再生を目指した景観の形成を図ります。

2) 鶴ヶ城を中心とした歴史的環境の保全と活用

鶴ヶ城の城下町として発達してきた歴史的環境は、長い積み重ねの中で育まれたものであり、歴史的空間や伝統的な建物及び文化遺産は市民共通の貴重な財産です。

そこで、城下町のまちなみや歴史的な建造物の保全、さらには鶴ヶ城を核とした眺望景観の形成を図るとともに、山辺に点在する歴史的遺産とのネットワーク化を進めることによって、城下町としての風格あるまちなみ形成を図ります。

3) 歴史的なまちなみ景観づくりと賑わいの創造

盆地の地形と城下町を基盤として形成されている市街地は、歴史的な面影と多様な都市機能が交錯しており、市街地の背景となる山の稜線を分断する高層の建物等が立地するなど、歴史的なまちなみにも影響を及ぼしています。

また、新しいまちなみとして丘陵地の住宅団地や会津大学周辺等、新たなまちづくりも進められています。このため、本市の都市景観を特徴づけるため、本市の玄関口である会津若松駅周辺から、大町通り、七日町通り等と鶴ヶ城周辺までの城下町の回

廊をつなぎ、昔ながらの「くい違い交差点」などの特徴と歴史的建造物をまちなみ景観づくりに活かすとともに、まちなかの賑わい創出を図ります。

4) 人情豊かな人々の連携による会津文化の向上

景観は地域文化の表現でもあります。本市には、会津文化ともいるべき固有の資源が多くあり、こうした地域文化としての景観形成は、市民一人一人の協力によって成り立つものです。そこで、景観に対する意識をさらに高めるとともに、小さなまちづくりの芽を育て、それらの人々や団体が連携し一体となって、協働による景観づくりに取り組んでいきます。

5) 公的空間における景観の形成

都市景観の基本理念としている「自然と歴史・文化を活かし育む、誇りあるふるさと会津」に基づき、景観的視点から、盆地をとりまく山々や猪苗代湖、湯川等の水辺に代表される自然景観、鶴ヶ城を中心とした城下町の文化を継承する歴史的景観、会津地方の中心として憩いと賑わいを形成する都市的景観といった景観要素に配慮し、特に、公共が行う施設整備にあたっては、「会津若松らしさ」の創造に向け、先導的役割を果たしていきます。

6) 会津若松らしい景観の形成

私たちの住むまち「会津若松」を愛すべき郷土として築き上げ、魅力ある個性豊かなものとしていくためには、先人が培ってきた「会津若松らしさ」を受け継ぎ、更に発展させることにより、「誇りあるまち」を次の世代へしっかりと手渡すことが不可欠です。

まちの景観は、道路・公園・工作物など数多くのものから構成されていますが、中でも建築物は、まちなみの景観に大きな影響を与えるものであり、周辺の景観に調和するよう配慮された建築物は、それに接する人々にうるおいやすらぎを与え、心の豊かさをもたらしてくれます。

まちの景観は、そのまちの全ての人々との関わりの中で実現されることから、市民の皆さんや事業者の方々など、地域との連携を図りながら、快適で潤いのある景観の形成を推進します。



大好きな会津絵画コンクール
(第19回：平成26年度) 市長賞受賞作品



まちなか賑わいづくりプロジェクト板塀化事業
(野口英世青春通り「青春の小径」市民ワークショップ)

3. 景観形成ガイドプランによる景観重要地区(8地区6回廊)の位置づけ

■重要地区8地区(面的要素)の検討

	地 区	地区の設定	景観イメージテーマ	景観計画における位置づけ
A	背あぶり山の山辺の緑	東山風致地区及び背あぶり山の東西の山辺	山辺の緑の保全	東山風致地区による保全の継続
B	鶴ヶ城及びその周辺地区	天守閣から半径約500mの範囲	鶴ヶ城とその周辺の歴史的遺産の保全や歴史を感じさせる「まちなみ景観」の創出	景観重点地区に位置づけ
C	会津若松駅及びその周辺地区	会津若松駅の駅前広場を囲む、概ね1街区の範囲	シンボル性の創出と、会津若松の顔となる都市景観の創出	今後、新たな開発計画等の進捗を捉えて景観重要な公共施設として指定
D	会津若松市の新たな顔となる新業務地区及びその周辺地区	新業務地区、会津若松駅西地区を含む面的整備の範囲	快適さと潤いのある新たなビジネス街の創造	駅西地区の拠点都市構想の廃止により見直し
E	会津若松ICと会津アピオ地区	会津若松ICを含む会津アピオ地区	新たな玄関口としての整備と周辺環境に調和した物流拠点の整備	会津アピオの地区計画等により継続
F	会津大学及びその周辺地区	会津大学と扇町土地区画整理事業地区を含む範囲	大学を核とした、ゆとりと潤いある学園通り地区の創出	鶴亀ハイタウン景観協定地区を景観重点地区に位置づけ
G	自然と調和した東山温泉	温泉宿泊施設を含む市街化区域の商業地域	自然と調和した賑わいと趣のある温泉街のまちなみ景観の創出	東山温泉街景観協定地区を景観重点地区に位置づけ
H	渓谷に囲まれた芦ノ牧温泉	温泉宿泊施設を含む市街化区域の商業地域	渓谷の自然と調和した風格ある温泉街のまちなみ景観の創出	芦ノ牧温泉街景観協定を景観重点地区に位置づけ

※福島県景観計画による「磐梯山・猪苗代湖周辺地区」景観形成重点地域

会津若松市景観形成ガイドプラン（平成6年3月策定）

平成4年に自主条例として制定された旧景観条例に基づき、本市の景観形成を進めていく上での基本計画として策定された。

この景観計画を策定する上でも、ガイドプランによる位置づけ等を継承している。

■重要地区6回廊(線的要素)の検討

	地 区	地区の設定	景観イメージテーマ	景観計画における位置づけ
①	歴史回廊	白虎通り、大町通り、城前通り、飯盛山通りと通りに面する概ね1街区の範囲	歴史的な趣を感じさせる、まちなみを巡る回廊の演出	白虎通り、飯盛山通り、城前通りと、通りに面する概ね1街区の範囲 →今後、沿線のまちづくり団体等との協議により景観協定締結を支援
②	都市と歴史の共生回廊	中央通り、神明通りを中心とする商業地域を含む範囲	都市と歴史を結ぶ、うるおいと活気のある商業地空間の整備	城下町回廊として会津若松駅から鶴ヶ城及び七日町通り等の景観協定地区の8地区を景観重点地区に位置づけ 「城下町回廊地区」
③	新都市回廊	地区D、地区F内の核をそれぞれ結ぶ道路とこれに面する概ね1街区の範囲	各地区のシンボルとしての、ゆとりとうるおいある道筋景観の創造	地区Dの取り消しと共に、扇町土地区画整理事業の進展により、重要地区を見直し
④	阿賀川の水辺回廊	河川区域と河川に面する概ね1街区の範囲	河川の広がりを活かした憩いの場としての修景	今後、新たな整備計画等の進捗を捉えて景観重要公共施設として指定を検討
⑤	湯川・古川の水辺回廊	河川区域と河川に面する概ね1街区の範囲	河川の水と緑を活かした親しみのある河川沿いの整備	今後、新たな整備計画等の進捗を捉えて景観重要公共施設として指定を検討
⑥	猪苗代湖の湖畔回廊	浜辺と湖畔に面する道路沿線の範囲	視点場と水際線の保全と憩いの場としての修景整備	今後、新たな整備計画等の進捗を捉えて景観重要公共施設としての指定を検討